

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 25 回 総 会

平成 29 年 3 月 10 日

第25回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年3月10日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 山 口 政 高

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇 小 瀬 功

福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 須 崎 誓 晤 大 橋 秀 行

(事務局) 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

- 承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
(2) 農地転用の制限の例外届について
(3) 非農地証明願いについて

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は23名であります。欠席の届出は、14番須崎委員、18番大橋委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第25回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、1番多川委員、2番坂口委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第25回総会総括表、3条所有権の移転は、2件で田1,458㎡、畑308㎡、計1,766㎡でございます。5条所有権移転は、2件で田688㎡、畑785㎡、計1,473㎡でございます。5条使用貸借権の設定は、3件で畑766㎡、計766㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、8件で田18,240.78㎡、畑3,895.11㎡、計22,135.89㎡でございます。農地転用の制限の例外届は、1件で田48.24㎡、計48.24㎡でございます。非農地証明願いは、1件で畑204㎡、計204㎡でございます。合計は、17件で田20,435.02㎡、畑5,958.11㎡、総合計は、26,393.13㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町佐渡字伊笹口■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積52㎡ほか計4筆360㎡でございます。譲渡人は愛知県名古屋市■■■■さん。理由は、遠隔地に居住しているため耕作できないためということでございます。譲受人は飛鳥町佐渡■■■■さん。所有面積21a、耕作面積16aです。農作業歴は35年です。通作距離又は時間は、自宅より徒歩で2分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大サツマイモ栽培することということでございます。

2番、飛鳥町野口字前掘■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積1,406㎡でございます。譲渡人は愛知県名古屋市■■■■さん。理由は、遠隔地に居住しているため耕作できないということでございます。譲受人は飛鳥町神山■■■■さん。所有面積6.6a、耕作面積3.1aです。農作業歴は40年です。通作距離又は時間は、自宅より車で5分です。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大水稻栽培するということでございます。

第1号議案の1番、2番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。

議長 ただいまの第1号議案につきましては、■■■■委員が譲受人となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、■■■■委員の退席をお願いします。

(■■■■委員退席)

議長 それでは、所有権移転の1番と2番について、飛鳥町お願いいたします。

15番(栗原委員) 15番、栗原です。

第1号議案の1番と2番について、譲渡人が同じ方なのでまとめて説明させていただきます。

今回の3条申請のあった農地は、名古屋市にお住まいの■■■■さん名義の農地です。■■■■さんは、亡くなった夫から相続をしたんですが、遠隔地に居住しておりまして、高齢でもあるため耕作、管理できないので、住宅も含めて全てを手放したいということで、住宅とその周りの畑を、すぐ隣にお住まいの■■■■さんが譲り受け、大又川の対岸にある田は、■■■■委員さんが譲り受けることになりました。

■■■■さんが譲り受ける申請農地は、国道42号から国道309号へ入り■■■■の手前を左方向に入って300mほど行ったところの左側です。

■■■■さんは、現在、自宅の周りがある田を中心に耕作しております。農機具も全て持っており、耕作意欲も十分あります。

この案件につきましては、空き家の管理と耕作放棄地の解消にもなりますので、地元委員として何ら問題ないと思います。

また、■■■さんが譲り受ける田は、国道42号から国道309号へ入って2kmほど行ったところの左側で、大又川沿いの基盤整備された田です。

■■■さんは、建築業を営みながら、飛鳥地区では、若手の担い手の一人として水稻栽培を広く行っております。農機具も全て持っており、耕作意欲も十分ありますのでこの案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思います。

以上、2件についてよろしくご審議下さるようお願いします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

(■■■委員入室着席)

議長 次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字池尻■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積785㎡でございます。譲渡人は、久生屋町■■■さん。譲受人は、久生屋町■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、職員駐車場用地で普通自動車10台分165㎡、進入路・通路分620㎡ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、土地造成図、誓約書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、育生町尾川字小栗須■■■番■■■、台帳田、現況休耕、面積688㎡でございます。譲渡人は、育生町大井■■■さん。譲受人は、東京都新宿

区■■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル5基、設置面積228.37㎡、太陽光設備設置割合33%ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省の太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、■■■■■さんの同意書、設置割合40%を下回る理由書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

農地法第5条の規定による使用貸借権の設定についての1番、木本町字岩ノ谷■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積189㎡でございます。貸渡人は、木本町■■■■■さん。借受人は木本町■■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅平屋建てを1棟、建築面積が50.51㎡を新築ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、土地使用貸借契約書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、有馬町字向イ山■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積78㎡でございます。貸渡人は、有馬町■■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■■さん、■■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で、隣接する宅地と一体利用し住宅平屋建てを1棟、建築面積が80.58㎡を新築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、土地使用貸借契約書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

3番、久生屋町字西地■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積499㎡でございます。貸渡人は、久生屋町■■■■■さん。借受人は、久生屋町■■■■■さん、■■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、後継者住宅用地で、住宅平屋建てを1棟、建築面積が127.68㎡を新築、車庫兼農機具小屋25㎡を新築ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、土地造成図、建物平面図、建築確約書、土地使用貸借契約書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の所有権移転の1番、2番、使用貸借権の設定の1番、2番、3番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許

また、設置後の雑草の管理も熊野市管内の方を依頼し管理をしていくということを行政書士の方より後日報告を受けております。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 次に、使用貸借権の設定の1番について、大泊町お願いいたします。

5番（原田委員） 5番、原田です。

第2号議案の使用貸借権の設定の1番について説明させていただきます。転用の目的は、先ほど事務局からも説明がありましたとおりで、住宅用地です。

借受人は、[]に勤めている方でございます。申請地を借り受け自宅を新築しようとする者であります。

現地は、案内図にありますように松本峠の登り口を少し上がって行った所です。隣に両親の住宅があります。

新築住宅平屋建て50.51㎡で、添付書類は、位置図、現況図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、土地使用貸借契約書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されており、この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議くださるようお願い申し上げます。以上です。

議長 次に、2番について有馬町お願いいたします。

9番（大江委員） 9番、大江です。

使用貸借権の2番について説明させていただきます。

転用の目的については、先ほど事務局の方からお話があったとおりです。

場所は、国道42号から311号に入ってすぐのところを右に入ったところ。周りは、住宅地域になっております。

借受人の[]さんと[]さんは、ご夫婦ですが、[]さんは、貸渡人の[]さんの娘さんということです。

地図を見てもらって緑に塗っている部分が対象なんですけど、この畑の境から[]さんの家の方に向かって宅地になっておりまして、建てる家は、その宅地の一部にかかるということです。

浄化槽等については、新設になるわけですけども、[]さんところも既設の浄化槽がありまして、排水路については、その既設の排水路を利用するという事です。

地元委員としては、特に問題はないと思いますのでご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議 長 次に、3番につきましては、[]委員が貸渡人となっており、農業
委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、議事に参与
することができないとなっておりますので、[]委員の退席をお願いします。
([]委員退席)

議 長 それでは、3番について金山町委員からお願いいたします。

13番(榎本委員) 13番、榎本です。

第2号議案の使用貸借権設定の3番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、貸渡人の[]
[]さんと借受人の[]さんは、親子です。このたび、[]さん、[]
[]さん夫婦が、みかん栽培農家の後継者ということで、[]さんから土地を
借り受けて後継者住宅及び倉庫を建てるということです。

申請地は、農振農用地区域内の農地でありましたが、昨年7月に除外の
申請を行い、本年2月に県知事から承認がおりましたので、今回、転用許可
申請を行うことになりました。

現地は、案内図にありますように久生屋町内の県営住宅の前のオレンジ
ロードから市道を北西に向かって100mくらい行った所でございます。[]
[]さんの住宅のすぐ近くになります。

周囲は、[]さんのみかん畑と道路に囲まれており、周辺農地への影響
はないものと思います。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、
よろしくご審議下さるようお願いいたします。以上です。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題
がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につつま
して、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば
発言をお願いいたします。

農地部会長(多川委員) 1番、多川です。

第2号議案の農地転用の許可申請につきましては、1番、2番とも地元委

員の言うとおりの何ら問題ないんじゃないかと思います。

同じ2号議案の使用貸借権の設定の1番、2番、3番につきましても、地元委員の言うとおりの何ら問題がございません。

ちょっと加えさせていただきますと、3番の使用貸借につきましても、8月5日に農業委員の振興部会長、副部会長、会長、副会長、私と原田副部会長が参加しまして現地を見させていただきました。そして協議会の中で賛成を得て県の方に報告し、許可が出たということでございます。以上です。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

(委員入室着席)

議長 次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字上平■■■■番、台帳田、現況田、面積221㎡ほか計18筆6,061.89㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培、野菜栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、井戸町■■■■さん。借受人は、井戸町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行井戸支店。期間は公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

2番、飛鳥町小阪字畑田■■番■■、台帳田、現況田、面積466㎡ほか計2筆1,636㎡でございます。利用目的といたしましては、もち米栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、飛鳥町小阪■■■■さん。借受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から5年間で新規設定ということでございます。

3番、飛鳥町小阪字畑田■■番■■、台帳田、現況田、面積896㎡ほか計3筆4,474㎡でございます。利用目的といたしましては、もち米栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡

人は、奈良県桜井市■■■■さん。借受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から5年間で新規設定ということでございます。次のページをお開きください。

4番、飛鳥町小阪字畑田■■番■■、台帳田、現況田、面積724㎡ほか計2筆1,643㎡でございます。利用目的といたしましては、赤紫蘇栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、尾鷲市■■■■さん。借受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。取り扱い熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から5年間で新規設定ということでございます。

5番、飛鳥町小阪字畑田■■番■■、台帳田、現況田、面積49㎡ほか計4筆1,911㎡でございます。利用目的といたしましては、赤紫蘇栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、南牟婁郡御浜町■■■■さん。借受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。取り扱い熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から5年間で新規設定ということでございます。次のページをお開きください。

6番、飛鳥町大又字星野■■■■番■■、台帳田、現況田、面積981㎡ほか計3筆2,481㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、飛鳥町大又■■■■さん。借受人は、飛鳥町大又■■■■さん。取り扱い熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から3年間で再設定ということでございます。

7番、飛鳥町神山字滑地■■■■番■■、台帳田、現況田、面積955㎡ほか計2筆2,045㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、飛鳥町神山■■■■さん。借受人は、飛鳥町大又■■■■さん。取り扱い熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から3年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

8番、紀和町小栗須字大前とありますが浦地に訂正願います。紀和町小栗須字浦地■■番、台帳田、現況畑、面積1,884㎡でございます。利用目的といたしましては、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町小栗須■■■■さん、愛知県名古屋市■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■

■■■■■。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

承認事項1については、農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、井戸町お願いいたします。

6番（森岡委員） 6番、森岡です。

承認事項1の1番についてであります。この案件につきましては、再設定でございますので何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、2番から7番について飛鳥町お願いいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

承認事項1の2番、3番、4番、5番について、借受人が同じでございますので一括して説明させていただきます。

借受人の■■■■■さんは、現在、同じ小阪地内の平地区で、もち米や紫蘇を栽培しております。今回、畑ヶ田地区に新たに農地を借りて、そちらへ栽培を移したいということで、紫蘇栽培ともち米を作るということでございます。

貸渡人の■■■■■さんは、高齢のため、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんは遠隔地に居住しており耕作できないということで、今回の利用権設定ということになりました。

現地は、畑ヶ田地区の、国道42号線沿いです。

この案件につきましては、地元委員としては何ら問題がないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

次に、承認事項1の6番と7番についてであります。この案件につきましても借受人が同じでございます。再設定でございますので、何ら問題がないと思います。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 次に、8番について紀和町お願いいたします。

23番（小瀬委員） 23番、小瀬です。

これも同じく再設定ということでございますので何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

この再設定について伺いに行ったとき、■■■■■さんより■■■■■への

苦情をいただきました。というのは、ここは利用目的は柑橘で、今は新姫を植えているわけなんですけど、本来11月から12月にかけて新姫を採る時期なんですけど、2月の初めころまだ採ってなくて、獣害で猿がすごいということです。防護柵をやっているんですけど猿には効き目がないので、猿が採って食いさがして糞もひるので、近くに民家もあり畑もあるので何とかしてくれということで、先月の農業委員会総会の時に事務局へお願いし[]の方へ連絡して全部採っていただき、この苦情に関しては解決したわけなんです。

紀和町の場合は、あちこちに新姫やじゃばらを植えており、今後こんな問題が出ないとは限らないので注意して見守る必要があると思いました。この案件に関しましてよろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項2農地転用の制限の例外届についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、五郷町寺谷字桑ノ瀬[]番、台帳田、現況休耕、面積152㎡のうち48.24㎡でございます。届出人は、奈良県吉野郡下北山村[]さん。施設の内容、添付書類ですが、農作業用進入路48.24㎡を新設するということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、土地造成図、[]さんの同意書、水路加工許可申請書の写し、水路占用許可申請書の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調

認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に承認事項3非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、波田須町字山下[]番、台帳畑、現況宅地、面積204㎡でございます。出願者は、有馬町[]さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和29年に父[]さんが住宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図、案内図、固定資産税課税明細書、現況写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項3番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、波田須町お願いいたします。

4番(井谷委員) 4番、井谷です。

承認事項3番について説明させていただきます。

現地は、波田須町内の国道311号[]より200m手前で、道路より20m上がった高台にあります。[]さんのお父さんが63年前に建てた住宅です。

地元農業委員としてなんら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項3につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(多川委員) 1番、多川です。

地元委員の言うとおりで、何もございません。

議 長 農地部長さんからは、特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項3 非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項3につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、全て議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(なし)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

農政係長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

まず最初に、成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明させていただきます。

平成21年度に農林水産省より、農業委員会の適正な事務の実施についての通知により、農業委員会の1年間の目標と活動計画を作成して計画に基づいた取組みを実施し、年度ごとに評価を行ってその結果を国へ報告することとなっております。毎年のごとであります。3月中旬から4月中旬の間に熊野市のホームページで公表して地域の農業者の方や市民の方から意見の募集を行いたいと思います。各委員におかれましても書類に目を通していただきご意見がございましたら4月末までに事務局の方へご連絡ください。意見を集約した後6月末までに国に提出してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

つづきまして、お手元に配布させていただいておりますように、三重県農業会議、熊野地方部会主催の農業委員会委員研修会が、3月22日、水曜日、午前10時から午後4時までの予定で、三重県熊野庁舎5階の大会議室で開催されます。御浜町、紀宝町の農業委員さんも参加されますので、委員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、会場及び昼食弁当の準備等の都合がございますので、今の時点で、研修会には、参加できないという方がいらっしゃいますれば本日ここで言っ

ていただきたいと思います。

なお、そのほかの方につきましては、出席ということで報告させていただきますので、もし都合が悪くなって欠席されるという方がいらっしゃいましたら、3月15日、火曜日までに、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

また、県庁舎の駐車場は、大変狭く混雑しますので、できるだけ乗り合わせでお越しいただいたほうが良いのではないかと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、次回の現地調査は、3月31日、金曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の第26回総会は、4月10日、月曜日、午前9時30分から、ここ文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第25回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時20分)